

京都市告示第 94 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年4月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大枝12号線	西京区大枝東長町1番地の209地先内	旧	メートル 3.90	メートル 5.00 ~ 6.00
		新	3.90	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)